

質 問 回 答 書

質問者 :

番号	質 問	回 答
1	<p>(実施要綱 詳細版) 10. 審査(協議対象の選定)(1) プレゼンテーションによる審査」に関して、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター及びスクリーンの使用は可能でしょうか。(例、パソコンは事業者側で持参、プロジェクター及びスクリーンの使用は可能でしょうか。)</p>	<p>プレゼンテーションによる審査に際して、パソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用していただくことは可能です。ただし、パソコン及びプロジェクターについては、提案者において、ご準備ください。</p>
2	<p>(実施要綱 詳細版)「10. 審査(協議対象の選定)(2) 提案審査の着目点」に関して、提案審査の各項目(①~⑥)について配点内訳をご教示いただくことは可能でしょうか? 併せて、配点上限(最大点数)の設定はございますか?</p>	<p>配点内訳については、次の通りとします。 民間提案制度、公民連携の理解度(20点)、住民サービスの向上(15点)、効率的な行政経営(15点)、財政負担の軽減(20点)、地域経済の活性化(15点)、事業の実現性、継続性(15点)</p>
3	<p>(様式第1号)「企画提案書」に関して、補足資料として「成果物サンプルのご提出は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
4	<p>(様式第1号)「企画提案書」に関して、補足資料にページ数の上限設定はございますか。</p>	<p>補足資料のページ数に上限は設けておりません。</p>